

ID: 228

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	長門市都市公園条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	平成17年条例第148号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会その他これに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び長門市都市公園条例施行規則第2条による。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日